

報 告 第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成27年4月17日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 17万7,809円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成27年4月6日午前11時50分頃、市道河又東平線（大永山350番1地先路上）において、新居浜市東平歴史資料館に向かって進行中の小型自動車に、道路右側に面する山の斜面からの落石が衝突し、車両を損傷した。